

岩手県告示第45号

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第3項の規定により、障害者就業・生活支援センターの事務所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

令和3年1月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

名 称	事務所の所在地		変更しようとする年月日	変更の理由
	変更前	変更後		
社会福祉法人翔友	釜石市千鳥町一丁目12番2号 第1コーポチスガ1階	釜石市大町三丁目10番5号	令和2年12月1日	事務所移転のため